

鳥取県公報

目次

◇選管規則

- 選挙事務規程の一部改正
- 立会演説会規程の一部改正
- 選挙公報発行規程の一部改正
- 公職の候補者の氏名等の揭示に関する規程の一部改正
- 審査公報の配付規則
- 最高裁判裁所判官の氏名等の揭示に関する規程

◇選管告示

- 衆議院議員総選挙における鳥取県選挙区選挙長及び、選挙長の職務代理者
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分會長及び、分会長の職務代理者
- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等におすべき印
- 市町村教育委員会委員選挙につき調製する補充選挙人名簿の調整等
- 衆議院議員総選挙における選挙運動に関する

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

支出金額の制限額

衆議院議員総選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限等

不在者投票管理者をおくことのできる病院の変更指定

衆議院議員総選挙における立会演説の順位をきめるくじ等について

選挙管理委員会が処理すべき選挙の選挙運動に従事する者等の実費弁償等

衆議院議員総選挙における立会演説会の日時等について

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

(1) 第四十五條を次のように改める。

(個人演説会の実施手続)

第四十五條 令百七十二條第一項の規定による個人演説会の開催の申出は、別記第十二号様式によつてこれを行なうなければならない。

2 法第六十四條の二第五項の規定による衆議院議員、参議院地方選出議員、知事及び県の教育委員会の委員の候補者(以下本條中「候補者」という。)が行う個人演説会(以下「演説会」という。)に関する開催の申出及び回数確認については、前項の規定にかかわらず別記第十三号様式による個人演説会の開催申出書及び回数確認票によつてしなければならない。

3 前項の申出書及び回数確認票は、立候補の届出の際候補者一人につき、それぞれ六十枚交付するものとす。

4 候補者は法第六十四條の二第五項の規定によつて

演説会の開催の申出をする場合においては、申出書は切り離すことなく回数確認票とともに市町村の委員会に提出しなければならない。

5 市町村の委員会の委員長は、前項の申出を受理したときは、その申出に係る演説会が法第六十四條の二第一項の規定による回数の制限を超えないと認めるときは回数確認票に候補者の氏名、演説会の日時、使用すべき施設の名称及び申出年月日を記入し、且つ記名押印して、回数確認票をしなければならない。

6 市町村の委員会の委員長は、前項の規定による確認が終つたときは、申出書を切り離して、回数確認票を候補者に返付しなければならない。

7 候補者は、法第六十四條の二第三項但書の事由によつて演説会を実施しなかつた場合においては、市町村の委員会に申請して同條同項本文を適用しない旨の証明を求めることができる。この場合においては、当該演説会に関する回数確認票を呈示しなければならない。

8 市町村の委員会の委員長は、前項の場合においてその申請を正当と認めるときは回数確認票の証明欄にその旨の証明をしなければならない。

9 市町村の委員会の委員長は、第六項の規定によつて切離した申出書に当該申出に係る演説会の実施の有無及び法第六十四條の二第二項本文の規定の適用の有無を記入の上、本委員会に送付しなければならない。

10 第七項の規定により証明をうけた演説会に代るべき演説会については、第四項乃至第九項の規定を準用する。但し申出書及び回数確認票は別記第十四号様式によるものを使用しなければならない。

11 候補者は、第八項の規定により証明を受けた回数確認票を本委員会に呈示して、前項但書の申出書及び回数確認票の交付を受けることができる。

12 第二項及び第十項の規定による申出書又は回数確認票(以下申出書又は回数確認票という。)を紛失し、破損又は汚損したため、その再交付を受けようとする者は、理由書を添えて文書で申請しなければならない。

13 候補者は、紛失のため前項の申請をする場合においては、交付を受けた申出書及び回数確認票の使用状況の明細書を作成し、且つその明細書が真実であることを誓う旨の文書を附して、提出しなければならない。

14 本委員会は、前項の明細書に虚偽の記載があると認めるときは、申出書又は、回数確認票の再交付を拒否し、又は申出書若しくは回数確認票の返還を命ずることができる。

15 候補者は破損又は汚損のため、第十二項の申請をする場合においては、破損又は汚損した申出書又は回数確認票を返付しなければならない。

16 法第六十四條の二第六項の規定により行う個人演説会開催の会場、日時、当該候補者の氏名及び党派別を表示する立札は、演説会場の場所及び施設の程度に応じて、公衆の見易い大きさと様式をもつてしなければならない。但し当該選挙を通じて同じ大きさと様式によらなければならない。

(2) 第四十五條の次に、次の二條を加える。

(街頭演説の場合の標旗)

第四十五條の二 法第六十四條の五第二項の規定によつて交付する標旗は、別記第十五号様式による。

2 前項の標旗は、法第六十四條の五第二項の規定による証明書を交付する際あわせて交付する。

(選挙運動員の腕章)

第四十五條の三 法第六十四條の八第二項の規定によつて着用する腕章は、別記第十六号様式による。

2 前項の腕章は、法第六十四條の五第二項の規定による証明書を交付する際あわせて交付する。

(3) 第四十七條の次に次の三條を加える。

(投票所内の氏名等の掲示)

第四十七條の二 法第七十五條の二第一項の規定により市町村の委員会が行う候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の投票所内の掲示(以下氏名表という。)は別記第十七号様式によらなければならない。

2 前項の氏名表には、候補者の氏名に振仮名を付さな

ければならない。

3 氏名表の掲示は、候補者の数又は投票記載場所の設備の状況等により投票所の記載場所その他の適当な箇所にし、且つ汚損、破棄、修正等が加えられないよう適当な措置を講じなければならない。

(氏名表の掲載順序くじ)

第四十七條の三 前條の氏名表に掲載する順序をきめるくじは、各候補者について、選挙の期日前二日(参議院議員の候補者については選挙期日前九日)に行わなければならない。

2 前項のくじを行う場所及び日時は、市町村の委員会がこれを定めあらかじめ告示しなければならない。

3 法第七十五條の二第二項の規定により第一項のくじに立会おうとする候補者又はその代理人はくじを行う前日までに当該市町村の委員会にその旨申出でなければならない。

4 前項の規定によつて申出でた候補者又はその代理人がないとき又はくじを行う時刻までに参会しない場合

においては、市町村の委員会は、選挙人をしてこれに立会させなければならない。

(氏名表の修正)

第四十七條の四 市町村の委員会は、前條の規定によりくじを行い、氏名表の調製が終つた後投票の前日までに、当該選挙の候補者が死亡し、又は候補者たることを辞し、若しくは届出に係る氏名及び党派名について変更の旨の通知を当該選挙長からうけたときは、その通知にかゝる候補者に関する部分を抹消し、若しくは修正しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第十三号様式

第 回 個人演説会開催申出書

昭和何年何月何日執行何選挙の選挙運動のため左記のとおり個人演説会を開催したいから申出ます。

昭和何年何月何日

候補者 住所
氏名

市町選挙管理委員会委員長殿

開 催 日 時 使用する施設の名称

切 取 線

日	月	不列入確認	有無	施設	実
---	---	-------	----	----	---

第 回 個人演説会回数確認票

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会開催の回数を確認する。

昭和何年何月何日

市町選挙管理委員会委員長

候補者氏名	開 催 期 日	施設の名称
	月 日	
	時から 時まで	
	開催申出月日	月 日 時

個人演説会の回数不算入確認証明

事由

昭和何年何月何日

市町選挙管理委員会委員長



別記第十四号様式

第 回 個人演説会開催申出書

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会について何月何日何市町村選挙管理委員会へ申し出ましたが、同委員会の何月何日付回数不算入確認証明のとおり開催することができなかつたので左記のとおり開催申出をします。

昭和何年何月何日

候補者 住所

氏名

市町村 選挙管理委員会委員長 殿

開催日時

使用する施設の名称

開催日時	使用する施設の名称
------	-----------

切取線

実施	有無	不算入確認	月	日
----	----	-------	---	---

第 回 個人演説会回数確認票

昭和何年何月何日執行何選挙における候補者の個人演説会開催の回数を確認する。

昭和何年何月何日

市町村 選挙管理委員会委員長

候補者氏名

開催日時

施設の名称

候補者氏名	開催日時	施設の名称
	月 日 時から 時まで	月 日
	開催申出月日	

個人演説会の回数不算入確認証明

事由

昭和何年何月何日

市町村 選挙管理委員会委員長

印

別記第十五号様式

第○号

昭和何年何月何日執行何々選挙

候補者氏名

鳥取県選挙管理委員会 印

37cm

31cm

生地は布地とする

別記第十六号様式

第○号

何々選挙
選挙運動員

鳥取県選挙管理委員会之印

候補者氏名

30cm

12cm

生地は布地とする

別記第十七号様式

昭和何年何月何日 執行	何選挙候補者氏名表
党派別	候補者氏名

備考

- 1 氏名表の大きさは、揭示箇所に応じて選挙人の見易いようにしなければならない。
- 2 候補者の数により一段に揭示できない場合は、二段とし、この場合の順序は上位の順位の部分を上段とすること。

立会演説会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

立会演説会規程の一部を改正する規則

立会演説会規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

(1) 第二條を次のように改める。

第二條 削除

(2) 第三條第一項中「法第五十四條第二項」を「法第五十四條」に、「本委員会の定める様式」を「別記第一号様式」に改め「第二項」を削る。

(3) 第四條第一項中「本委員会の定める様式」を「別記第二号様式」に改める。

(4) 第十二條第一項中「本委員会の定める様式」を「別記第三号様式」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

立会演説会代理演説証明書

住所

党派

氏名

生年月日

右の者は、昭和 年 月 日 市 町 村 において開催さ

れる 選挙の演説会に私の代理人とし

て演説を行うものであることを証明いたします。

昭和 年 月 日

選挙候補者氏名

㊦

市 町 選挙管理委員会委員長 殿

別記第二号様式

立会演説会参加届出書

住所

党派

氏名

公職選挙法第五十六條第一項の規定により昭和 年 月 日執行の 選挙の立

会演説会に参加致したいので、希望の順位を添えて届 出したします。

昭和 年 月 日

候補者氏名

鳥取県選挙管理委員会委員長 殿

立会演説会 開催日時	市 町 村	開催 会場	参加、希 望順位	不参加	備考
---------------	-------	----------	-------------	-----	----

別記第三号様式

立会演説会欠席届

昭和 年 月 日 市 町 村 において開催される

選挙立会演説会には 事由によ

り出席できませんので立会演説会規程第十二條の規定
によりこの旨御届けいたします。

昭和 年 月 日

選挙候補者氏名

㊦

市 町 選挙管理委員会委員長 殿

選挙公報発行規程の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

選挙公報発行規程の一部を改正する規則

選挙公報発行規程(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会

規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「五日」を「七日」に第二項中「三日」
を「五日」に改める。

附 則

- この規則は公布の日から施行する。
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の発行規程
(昭和二十三年鳥取県選挙管理委員会規則第十一号)
は廃止する。

公職の候補者の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正
する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

鳥取県選挙管理委員会規則第四号

公職の候補者の氏名等の掲示に関する規程の一
部を改正する規則

公職の候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和二十五
年鳥取県選挙管理委員会規則第四号)の一部を次のとお
り改正する。

第四條第二項中「選挙の期日前十一日」を「掲示開始
の日の前日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第三十一條の規定による審査公報の配布に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会規則第五号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第三十一條の規定による審査公報の配付につき次のように定める。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第三十一條の規定による審査公報の配付については衆議院議員選挙における選挙公報の配付の方法による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第二十四條の規定に
つき、同令第二十條の規定により掲示する最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程をここに公布する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会規則第六号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第二十四條の規定に
つき、同令第二十條の規定により掲示する最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程を次のとおり定める。

裁判官の氏名等の掲示に関する規程

(適用)

第一條 最高裁判所裁判官国民審査法(以下「法」とい
う。)第五十二條の規定により掲示する裁判官の氏名
等の掲示(以下「掲示」という。)については、法令
に定めるものの外この規程による。

(掲示の様式)

第二條 法第五十二條の規定により行う掲示は別記様式
により県の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)
において印刷して市町村の委員会に送付したものに
よらなければならない。

2 掲示には裁判官の氏名に振仮名を付さなければならない

なす。

(掲示の補修)

第三條 市町村の委員会は掲示が著るしく汚損又は破損
したときは、直ちにこれと取換え又は補修しなければならない
なす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

最高裁判所裁判官の氏名及び任命年月日	
裁判官氏名	任命年月日

備考 裁判官の氏名には振仮名を付さなければならない。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙における
鳥取県選挙区選挙長及び選挙長の職務代理者をそれぞれ
次のとおり選任した。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

職 名 住 所(事務所) 氏 名

選 挙 長 鳥取市東町九八 鳥取県 窪田国藏

右職務代理者 同 右 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和二十七年十月一日執行の最高裁判所裁判官国民審査
における審査分会長及び審査分会長の職務代理者をそれ
ぞれ左の通り選任した。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

職名	住所(事務所)	氏名
審査分会長	鳥取市東町九八 鳥取県 選挙管理委員会事務局内	窪田国藏
右職務代理者	同右	上根政幸

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙並びにこれら選挙及び国民審査に用いる不在者投票用封筒並びに仮投票用封筒におすべき印は当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙公職選挙法第三十三條第五項の規定により昭和二十七年十月五日に行はれるべき鳥取県教育委員会委員の定例選挙及び教

育委員会法第七十條並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律第二十一條の規定により昭和二十七年十月五日行はれるべき市町村の教育委員会委員選挙につき調製する補充選挙人名簿の調整縦覧異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び申請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一、調製現在期日 昭和二十七年九月十二日

二、調製期間 昭和二十七年九月十八日から九月二十日まで

三、縦覧期間 昭和二十七年九月二十一日から九月二十五日まで

四、異議申立期間 縦覧期間中

五、異議の決定期間 昭和二十七年九月二十六日から九月二十七日まで

六、確定期日 昭和二十七年九月二十八日

七、申請期間及び申請の方法

昭和二十七年九月十三日から九月十七日まで
住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙における各議員候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一人につき 三三三、一〇〇円

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに日時を次のとおり定める。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一、申請期限 昭和二十七年九月十八日

二、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取県庁

三、くじを行う日時 昭和二十七年九月十九日十一時

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令第五十五條第二項第二号(公職選挙法を準用して行う選挙及び投票並びに最高裁判所裁判官国民審査において同号の規定を準用する場合を含む。)の規定により不在者投票管理者をおくことができる病院を次のとおり変更指定する。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

病院名 所在地

鳥取赤十字病院 鳥取市西町一番地

国立鳥取病院 岩美郡宇倍野村大字奥谷一六九五番地

鳥取県立中央病院 鳥取市西町
市立鳥取市民病院 鳥取市古市一番地
国立浜村療養所 気高郡浜村町五一番地の一
国立末恒療養所 気高郡末恒村大字三津八七六番地
厚生病院 東伯郡倉吉町大字越殿町一四〇八番地
岡山大学放射能線 東伯郡三朝村大字山田八二七番地
研究所 東伯郡三朝村大字山田六九〇番地
国立三朝温泉療養所 米子市西町三六番地の一
鳥取大学医学部附 米子市皆生一八〇六番地
属病院 米子市皆生一八〇六番地
国立鳥取病院米子分院
博愛病院 米子市加茂町一丁目一番地
日野病院 日野郡根雨町大字根雨七三〇番地

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙につき開催する一回の立会演説会の参加申出の希望第一順位者が

六人を超える場合のくじ及び演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、日時 昭和二十七年九月十日 午前十一時

二、場所 鳥取県選挙管理委員会事務局

◇鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法第九十七條の二の規定に基き、県の選挙管理委員会が処理すべき選挙の選挙運動に従事する者に対する実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額を次のとおり定めた。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、選挙運動に従事する者一人に対し支給し得る実費弁償の種類及びその額は次のとおりとする。

(一) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した三等運賃の額

(一) 船賃 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した二等運賃の額
(二) 車賃 陸路旅行について路程に応じた実費額
(三) 宿泊料 一泊につき 八〇〇円(二食付)
(四) 弁当料 一日につき 二四〇円(朝食六〇円、中食八〇円、夕食一〇〇円)
(五) 茶菓料 一日につき 三〇円

二、選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給し得る報酬の額は次のとおりとする。

昭和二十六年十月三十一日労働省告示第二十号別紙「一船職種別賃金基本日額表」中「雑役で軽作業に属するもの並びに技能、経験を必要とする職業の見習又

一、立会演説会開催の市町村開催の日時会場

日	時	開催の市町村	会場
九月十四日	十三時	八頭郡郡家町	郡家町 育英小学校
九月二十三日	十九時	同 若桜町	若桜町 若桜
九月二十三日	十九時	同 若桜町	若桜

は助手」の最高日額(二一九円)但し、食事は自弁であること及び時間外就労については一時間につき一日の額を時間割した一倍半以内を加算するものとする。

◇鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙におきて立会演説会を行うべき市町村開催予定の日時、会場及び一回の立会演説会において、演説することのできる候補者の数並びに演説の時間を次のとおり定める。

昭和二十七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

九月 二十七日	九月 二十七日	九月 十八日	九月 十八日	九月 十八日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 十九日	九月 二十一日	九月 二十一日	九月 二十一日	九月 二十五日	九月 二十五日	九月 二十四日	九月 二十四日
------------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
淀江町	西伯郡御來屋町	赤碕町	浦安町	上井町	矢送村	東伯郡松崎郷	青谷町	浜村町	同	同	同	同	同	同

智頭町	智頭町	宇倍野村	浦富町	湖山村	浜村町	青谷町	東伯郡松崎郷	矢送村	上井町	浦安町	赤碕町	御來屋町	淀江町
智頭	智頭	宮ノ下	浦富	湖山	浜村	青谷	松崎	矢送	上井	浦安公会堂	永樂座	公民館	淀江小学校

九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日	九月 二十七日
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時	十九時
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大篠津村	境町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

大篠津村	境町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大篠津	境	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二、一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数
三、候補者一人あたりの演説の時間

六人
三十分以内

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和27年9月5日 第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 取
所 取 者
縣 縣
鳥 鳥
鳥 取 鳥
取 取 取
市 市 東
取 東 町
町 縣 取
縣 取
印 取
刷 取
所 縣